

【ロシア】2010年度大統領年次教書演説

海外立法情報課・堀内 賢志

* 2010年11月30日、メドベージェフ大統領は就任以来3回目となる年次教書演説を行った。内政面では子供をめぐる諸課題が重点的に論じられた。外交・安全保障面では欧米に対しミサイル防衛構想をロシアとの合意に基づいて進めるよう迫る一方、「経済外交」の重要性を指摘し、アジア太平洋地域との経済的統合の重要性を強調した。

現状認識及び諸課題

演説の冒頭では、金融危機及び大規模火災という困難に直面しながらも、近代化という課題で諸々の成果があったことを指摘し、次のような認識及び課題を示した。

- ① 2010年の経済成長は4%程度。今後3年間でインフレ率を年4～5%に抑える。旱魃の被害を受けた農業分野に1500億ルーブルを拠出。財政赤字をさらに削減する。
- ② ここ数カ月で住民の実質所得は5%上昇した。2011年度には公共部門の職員の給与を引き上げる。退役軍人・現役軍人の住宅確保プログラムを履行する。
- ③ 年金額引上げのため企業の義務的保険料の支払額を引き上げたが、生産・社会分野の小規模企業については2年間は保険料率を26%に据え置く。
- ④ 2020年までに国内経済のエネルギー利用効率を40%高める。住宅・公益部門のエネルギー利用効率向上のため民間資本を積極的に導入する。
- ⑤ 原子力分野では近年成長が著しく、国内外で諸プロジェクトを進めている。
- ⑥ 世界のスーパーコンピュータ上位500にロシアの11のシステムが入った。2011年には「ロモノソフ」が世界一のレベルの処理能力を獲得する。2010年末に衛星測位システム「グロナス」が完成する。2011年には大半の国境地域でテレビのデジタル受信が可能となる。今後1,000以上のデジタルテレビ放送施設を建設する。
- ⑦ 数年以内に国内の医薬品市場における国産品のシェアを20%から50%に引き上げ、新規開発の医薬品のシェアは60%にまで引き上げる。
- ⑧ イノベーションセンター「スコルコヴォ」に関する連邦法が制定され、構想が実現しつつある。大学・企業間の共同研究に3年間で300億ルーブルを拠出する。
- ⑨ モスクワを国際金融センターとする構想もすでに内外の金融機関が参加している。

子供の養育・教育・生活

演説では「わが国に住む2600万人の子供たち、未成年者たちが十二分に成長し、健康かつ幸福に育ち、立派なわが国の市民にならなくてはならない」ということが「第一の課題」とされ、子供に関する問題が内政面の大半を占めた。

ロシアでは昨年この15年で初めて人口増が記録されたとしながらも、今後15年間は90年代初めの人口減の影響を受け出生可能年齢の女性の人口が減少することを指

摘し、現在の子育て支援政策を以下のような形で強化することを打ち出した。

- ① 母親及び子供の医療・社会支援、出産医療支援プログラムと低体重児のためのリハビリ医療システム、体外受精を含む不妊治療への国家支援等を強化する。
- ② 小児科病院の技術の近代化と医師の質の向上に2年で1,000億ルーブルを拠出する。
- ③ 若年家庭及び子供の多い家庭の住宅購入を支援する措置を恒常的に実施する。
- ④ 第3子以降が生まれた家庭への住宅・別荘用の土地の無償提供を検討する。
- ⑤ 第3子以降1人につき最大3,000ルーブルの税控除など、税の優遇措置を導入する。
- ⑥ 重病を患う子供や孤児などが支援団体から受ける支援への課税を免除する。
- ⑦ 幼稚園不足解決のため、幼稚園の改修・新規建設、私立幼稚園・家庭幼稚園の設立支援、普通学校における就学前学級の創設などを行う。

また、子供の人権や生活上の問題について次のような諸問題と具体的措置を論じた。

- ① 矯正養護施設における子供の待遇を監督するオープンな管理評議会を設置する。孤児院を出た子供の社会的適応・保護プログラムが必要である。児童の夏季休暇施設における安全基準遵守を監視する「子供の権利全権委員」制度を全国に設置する。
- ② 児童虐待の問題。特に孤児や貧困家庭の子供が麻薬中毒、売春、その他の犯罪に巻き込まれていることから、暴力犯罪の前科のある者や児童を犯罪に巻き込んだ者などが教育・養護施設に出入りすることを禁止するよう労働法典を改正する。
- ③ 家庭内暴力を受けている子供たちのための救護センターを全国に設置する。
- ④ 障害や重い病気を持つ子供たちの生活支援のためのインフラが未整備である。障害のある子供が積極的に生活できる環境の整備を、国家プログラムの優先課題とする。

教育制度の近代化のための措置として、教員に研修や技能向上の機会を与えるために20億ルーブル以上を拠出すると言明し、さらに次のような諸措置を列挙した。

- ① 教師・保護者が今後の学校の発展のビジョンを作るプロジェクトを各校で実施する。
- ② 才能ある子供を発見し支援する全国的システムを創設する。
- ③ 新たな教育基準の制定に際して教育における先進的なソフトウェアや機器の利用を考慮し、教師たちにもその利用方法の習得を義務付ける。
- ④ 子供向けの質の高い映画や本の制作などを通じて社会・文化領域の環境を整備する。
- ⑤ 愛国主義教育の強化。第二次大戦の戦死兵の遺骨収集や戦争記念碑改修などを行う。
- ⑥ 未成年者の飲酒・喫煙問題への対処。未成年にアルコールを販売した者への刑事罰を可能にする法案を早急に成立させる。

環境問題

環境保護分野での効果的な環境管理体制を作るものとして、次の措置を挙げた。

- ① 国内の全ての汚染地域の状態を把握し、環境対策プログラムを開始する際の初期値とする。同プログラムにおいては、企業が厳格な環境基準に従うことを条件とする「環境アムネ스티」を導入し、また官民パートナーシップの利用を促す。
- ② 国内各地の特性を考慮した環境基準を作成する。
- ③ 環境保護においては市民社会の役割が重要であるが、ロシアでは環境保護の思想が

根付いていないため、これを新たな教育基準の策定において考慮する。

- ④ 連邦構成主体の首長が各地の環境状況について年次報告を行うようにする。また、産業・インフラ建設の際に環境 NGO との協議を行う。

国家機構・公共サービスをめぐる問題

公共サービスの新たな基準策定、司法機関・法保護機関の質的向上、市町村の発展や地方自治機関業務への住民参加の必要性等を指摘し、次のような措置を提案した。

- ① 国家・地方自治機関による市民への日常的なサービスの向上。1つの場所で必要な書類の入手・申請を可能とする原則を確立する。行政的規則の遵守に関する公務員の責任を法的に定める。
- ② NPO をより積極的な形で社会サービス部門に参加させるための法的根拠を制定し、またこうした機能を果たす NPO の選定システムを作成する。
- ③ 各地方で好適な投資環境と生産性の高い雇用を創造するプログラムを作成する。連邦政府は連邦各レベル間の財政分配を修正する。各地での社会的・経済的課題の解決における連邦構成主体・地方自治体の役割を高めるべきである。その基本的な責任は首長が負うこととし、これに関する業務の評価をその人事政策に反映させる。
- ④ 公的資産の効率的な利用と汚職防止のため、連邦・連邦構成主体・地方自治体の各機関が保有する資産のうち、その権限と直接関係のない資産を私有化する。
- ⑤ 連邦・連邦構成主体・地方自治体は、現在議会で審議されている内務機関改革及び取調機関・検察機関改革法案の措置を効果的に実現するための準備を行う。
- ⑥ 軽犯罪、特に未成年の犯罪や初犯については禁固刑を免除する。刑の下限を撤廃して罰金や強制労働といった刑罰の適用を可能にする法案を成立させる。
- ⑦ 汚職対策措置の執行状況を分析する。贈賄に対してその額の 100 倍の罰金を科し、斡旋贈賄罪を取り入れる形で刑法典を改正する。
- ⑧ 政府調達に関する連邦法を改正する。調達計画を事前にインターネット上で公開し、先端設備やハイテク製品の調達計画は 3 年後又は 5～7 年後までの計画を公開する。また軍事技術高度化のため 20 兆ルーブル以上拠出し、それを通じて産業の近代化と基礎・応用科学の発展も促す。軍事技術の研究開発のための特別組織を創設する。
- ⑨ 地方自治体の議会選挙について、議員 20 人以上の議会の選挙では、比例代表制又は混合型の選挙制度を採用する。
- ⑩ 新たな「教育法」の審議において、「警察法」改正の際に行ったような、国民の意見を広く集める方法を採用する。2010 年末までにこれに関する法案を提出する。

安全保障・外交

安全保障分野では、軍の組織・戦闘即応性・物質的技術的供給の改善、軍管区の再編などの点で達成があったことを示した上で、今後の課題として以下の点を挙げた。

- ① 航空・宇宙防衛の強化及び現存の防空・ミサイル防衛システムとミサイル早期警戒システム、宇宙空間管制システムの統合に特別な注意を払う。

- ② 軍の組織・装備の近代化の一方、軍人の住宅問題をはじめとする問題を解決する。
- ③ 軍の機能の一部を民間組織に移管する一方、若い兵士のための軍事教育を重視する。

その上で、軍事面での国際協力の重要性を指摘し、ミサイル拡散防止体制の強化について関係各国と協力する準備があると言明した。また、ミサイル防衛システムを共用することで合意したロシア・NATO サミットの成果を評価しつつ、今後 10 年の間にミサイル防衛に関する合意が達成され、具体的な協力体制が形成されなければ、新たな軍拡競争が始まり、「ロシアは新たな攻撃手段の配置を決定しなければならない」とも語った。さらに、ロシアが提案した欧州安全保障条約構想の有効性を主張した。

外交面では、「経済外交」、すなわちロシアの「近代化」に資する具体的な利益をもたらすような互恵的な外交を強化する必要性を強調した。この面で、ドイツ、フランスとの間で近代化のためのパートナーシップが形成されており、中国、インド、ブラジル、韓国、シンガポール、日本、カナダ、イタリア、フィンランド、ウクライナ、カザフスタンなどの国々との間でイノベーションを構成要素とする協力を強化する大きな潜在的可能性があることを指摘した。米露間でも、全面的な経済協力の強化と投資環境の改善、ハイテク領域における相互協力のための協力体制が必要であるとし、また、ロシア・EU 間の「近代化のためのパートナーシップ」協定を、①相互技術交流、技術的基準・規制の調和、ロシアの WTO 加盟に向けた協力、②近い将来の撤廃を視野に入れたビザ制度の緩和、③専門家交流・学術交流の 3 つの方向性に従って具体化していく必要性を指摘した。

さらに、「アジア太平洋地域の経済空間へのロシアの地域的統合」が焦眉の課題であるとし、APEC をはじめとする地域機構への参加がもたらす潜在的可能性をより積極的に利用する必要性を指摘した。そうした政策の戦略的重要性を示す例として中国との関係を挙げ、中露の「前例のない高いレベルの二国間協力」が国際社会において大きなインパクトを持つようになってきていると指摘し、それは BRICs や上海協力機構の影響力の増大にも反映されていると語った。

また、CIS 地域、とりわけユーラシア経済協同体、集団安全条約機構(CSTO)における協力も優先方針であるとし、ユーラシア経済共同体の枠内でベラルーシ・カザフスタンとの関税同盟が始動したことの意義を強調した。こうして、「最終的には、北極から太平洋まで、全ユーラシアにおける共通経済空間の形成に向けて我々は行動しなければならない」という外交方針を示している。

これに加え、原油流出による海洋汚染や海賊対策などでの国際協力において、ロシアはその経験と技術的・人的資源をもって先導的役割を果たすことができると指摘している。

注(インターネット情報は 2010 年 12 月 14 日現在である。)

・年次教書のテキストはロシア大統領公式サイト(ロシア語原文:<<http://www.kremlin.ru/news/9637>>、英語版:<<http://eng.news.kremlin.ru/transcripts/1384>>)で入手可能。